○厚生労働省令第十五号

児 童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の十八第三項の規定に基づき、 児童福祉法

に基づく指定障害児通 所支援の事業の 人員、 設備及び運営に関する基準を次のように定める。

平成二十四年二月三日

厚生労働大臣 小宮山洋子

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、 設備及び運営に関する基準

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 児童発達支援

第一節 基本方針 (第四条)

第二節 人員に関する基準 (第五条―第八条)

第三節 設備に関する基準 (第九条・第十条)

第四節 運営に関する基準 (第十一条—第五十四条)

第三章 医療型児童発達支援

第一節 基本方針 (第五十五条)

第二節 人員に関する基準 (第五十六条・第五十七条)

第三節 設備に関する基準 (第五十八条)

第四節 運営に関する基準 (第五十九条―第六十四条)

第四章 放課後等デイサービス

第一節 基本方針 (第六十五条)

第二節 人員に関する基準 (第六十六条・第六十七条)

第三節 設備に関する基準 (第六十八条)

第四節 運営に関する基準 (第六十九条—第七十一条)

第五章 保育所等訪問支援

第一節 基本方針 (第七十二条)

第二節 人員に関する基準 (第七十三条・第七十四条)

第三節 設備に関する基準 (第七十五条)

第四節 運営に関する基準 (第七十六条―第七十九条)

第六章 多機能型事業所に関する特例(第八十条―第八十二条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号。 以下「法」という。)第二十一条の五の十八第三項

0 厚生労働省令で定める基準は、 次の各号に掲げる基準に応じ、 それぞれ当該各号に定める規定による基

準とする。

法第二十一条の五の十八第一項の規定により、 同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県 (地

方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一 項の指定都市 (第五十条第三 一項に

お いて 「指定都市」という。)及び法第五 十九条の 四第 一項のに 児童 相 談所設置市 (第五 十条第三 一項にお

--「児童. 相談所設置市」という。)を含む。 以下同じ。 が条例を定めるに当たって従うべき基準

1

第五 条、 第六条、 第七条 (第五十七条、 第六十七条及び第七十四条にお いて準用する場合を含む。)、

第八条第二項 (第六十七条にお いて準用する場合を含む。)、 第三十条第四項 (第六十四条、 第七十一

条及び第七十九条にお į١ て準用する場合を含む。)、 第五十六条、 第六十六条、 第七十三条、 第八十条

並 び に附 則 第二条 (置くべ き従業者及びその)員数に 保る部の 分に 限る。 及び 第三条 \mathcal{O} 規定 に よる基

法 第二十 一条の五の十八第一 項の 規定により、 同 条第三項第二号に掲げる事 項に つ ١ ر 7 都 道 府 県 が 条

例 を定めるに当たって従うべき基準 第十条第一項 (指導訓練室及び遊戯室に係る部分に限る。 並 び

に 第二項第 一号口 及び第二号並 びに第五十八条第一 項 第 一 号 (病室に係る部分に限 る。 の規定に による

基準

 \equiv 法第二十 -一 条 の 五 の十八第 項の 規定により、 同 条第三項第三号に掲 げる事 項に つ *(*) 7 都道. 府 県 が 条

例を定めるに当たって従うべき基準 第十二条 (第六十四条、 第七十一条及び第七十九条に お 7 7 準 用

す る場合を含む。) 第十四 条 (第六十四条、 第七十一 条及び第七十九条にお いて準 用する場合を含む

第 四 十四四 _ 条 (第六十四 条、 第七十一条及び第七 十九条に お ζ) て準用する場合を含む。 第四 +

五条 (第六十四条、 第七十一条及び第七十九条において準用する場合を含む。) 第四十六条 (第六十

四条において準用する場合を含む。)、 第四十七条 (第六十四条、 第七十一条及び第七十九条において

準用する場合を含む。)及び第五十二条(第六十四条、 第七十一条及び第七十九条において準用する場

合を含む。)の規定による基準

兀 法第二十一条の 五 0) 十八第一項 の規定により、 同条第三項第四号に掲げる事項について都道 府県が条

例を定めるに当たって標準とすべき基準 第十一条、 第五十九条、 第六十九条及び第八十二条の 規定に

よる基準

五. 法第二十一条の五の十八第一項の規定により、 同条第三項各号に掲げる事項以外の事項について都道

府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、 前各号に定める規定に

よる基準以外のもの

(定義)

第二条 この省令において、 次の各号に掲げる用語の定義は、 それぞれ当該各号に定めるところによる。

通所給付決定保護者 法第六条の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。

指定障害児通所支援事業者等 法第二十一条の五 の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者等

をいう。

 \equiv 指定通 所支援 法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。

匹 指 定通 所支援費用基準 額 法第二十一条の 五. の三第二 一項第一 号 (法第二十一条 の 五 の十三第二 一項の規

定により り、 同 条第 項に規定する放課後等デイサ ビス障害児 通 所給: 付 費等の支給 に つい て適 用 す うる場

合を含む。)に掲げる額をいう。

五. 通 所利用者負担額 法第二十一条の五の三第二項第二号(法第二十一条の五の十三第二項の規定によ

り、 同 条第 項に規定する放課後等デイサー ビス障害児通 所給付費等 の支給について適用す る場合を含

む。 に掲 げる額 及び 肢 体不自 由 児 通 所 医 療 (法第二十一条の 五. の二十八第 項に規定する肢 体 不 自 由

児通 所 医 療 を 1 、 う。 以下 同 ľ につき健 康 保険 \mathcal{O} 療養に要す る費用 0 額 \mathcal{O} 算定 方法 \mathcal{O} 例 に ょ り 算 定

た費用 0 額から当該 肢 体不自-由児通所 医療につき支給された肢体不自由児通 所医 療費の額を控除して得

た額の合計額をいう。

六 通 所給 付決定 法第二十一条 \mathcal{O} 五. \mathcal{O} 五. 第一 項に規定する通 所給付決定をいう。

七 支給量 法第二十一条の五 の七 第七項に規定する支給量をいう。

八 通 所給付決定の有効期間 法第二十 -一 条 の 五の七第八項に規定する通所給付決定の 有効期間 を いう。

九 通 所受給者証 法第二十一 条の五の七 第九 項に規定する通所受給者 証 をい . う。

+ 法定代 '理受領 法第二十一条の 五. \mathcal{O} 七第十一 項 (法第二十一 条の 五. \mathcal{O} 十三第二項 \mathcal{O} 規定により、 同 条

第 項 E 規 定す る放課が 後等デイサ ピ ス 障 .害児! 通 所 給 付付 費等 \mathcal{O} 支給 に 0 **,** \ て適 用 する場合を含む。 \mathcal{O}

規定により 通所 給 付 決定保護者に 代わ り 市 町 村) 特 別区を含む。 以下 同 ľ, が支払う指 定 通 所支援 に

要した費用 の額又は法第二十一条の五 の二十八第三項の規定により通所給付決定保護者に代 わ ŋ 市 町 村

が 支払う肢 体不自· 由 児通所医 療に 要した費用の 額 (T) 部を指定 障害児通 所支援事業者等が受けることを

いう。

+ -児 童 発 達支援セ ン タ 法第四 十三条に規定する児童発達支援セ タ ĺ をい う。

多機能 型事 業所 第四条に規定する指定児童発達支援 の事 業、 第五 十五条に規定する指定医 療型児

童発達支援 の事 業、 第六十五 条に規定する指定放課後等デイサ Ė ス \mathcal{O} 事 業及び第七 十二条に規定する

指定保育 所等訪問 支援 \mathcal{O} 事 業 のうち二以 上の 事業を一 体的 に行う事業所のことをいう。

、指定障害児通所支援事業者等の一般原則

第三条 指定障 害児通所支援事業者等は、 通 所給付決定保護者及び 障害児 の意向、 障 害. 児 \mathcal{O} 適 性 障 害 0 特

性 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 事 情を踏っ まえた計画 (第二十七条第一 項に お いて 「 通 所支援計 画 という。 を 作 成 これ

に . 基 づ き障 . 害 児に対 して指定通 所支援を提供するとともに、 その 効果に 0 7 7 継 続的 な 評 価 を 実 施 す うるこ

ない。

とその

他

 \mathcal{O}

措

置を

講ずることにより

障

害児

に

対

して適

切

か

つ効

果

的

に

指

定

通

所支援

を提

供

L

な

け

れ

ば

なら

2 指定障 害児 通所支援事業者等は、 当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び) 人格· を

尊 重 して、 常 に当該障害児の立場 に 立 0 た指定通 所支援 \mathcal{O} 提供に 努め なけ 'n ば なら な

3 指 定 障 害 児 通 所支 援 事 業者等 は 地 域 及 び 家庭との 結び けきをで 重 視 L た 運 営を行 V) 都道 府 県、 市 町 村

障 .害者, 自 <u>\f\</u> 支援 法 平 成 一十七 年 法律第百二十三号) 第五 条第 項に 規 定す える障が 害 福 祉 サ ĺ ピ ス (第二十

条及び第四 + 九条に お ** \ 7 「 障 害 福祉サー - ビス」 という。 を行う者、 児 童 福 祉施設その 他の 保健 医療 サ

ピ ス 又は 福 祉サ ĺ ピ ス を提供する者との連携に努め なければ ならな

4 指定 障 . 害 児 通所支援事 業者等 は 当該 指 定障 害児通 所支援 事 業 者等を利 用 す る障 害 児 0 人 権 \mathcal{O} 擁 護、 虐

待 \mathcal{O} 防 止 等 \mathcal{O} ため、 責任 者を設置す る等 必 要な体質 制 \mathcal{O} 整備 を行うとともに、 その従業者に対 研 修 でを実

施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 児童発達支援

第一節 基本方針

第四 _ 条 児童 発達支援に係る指定通所支援 (以 下 「指定児童発達支援」という。 の事業は、 障害児が 7日常

生活における基本的 動作及び知識 技能を習得し、 並びに集団生活に適応することができるよう、 当 該 障 害

児 の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うもの

でなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第五 条 指定児童発達支援の事業を行う者 (以 下 「指定児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う

事業所 (以 下 「指定児童発達支援事業所」という。)(児童発達支援センターであるものを除く。 以下こ

の条において同じ。)に置くべき従業者及びその員数は、 次のとおりとする。

指導員又は保育士 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童

発達支援 の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、 イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、 そ

れぞれイ又は口に定める数以上

イ 障害児の数が十までのもの 二以上

口 障 害 児 \mathcal{O} 数 が 十を超えるも \mathcal{O} <u>ー</u>に、 障 害児 の数が 十を超えて五又はその端数を増すごとに一を加

えて得た数以上

児童発達支援管理責任者 (児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (昭和二十三年厚生省令第六十

三号)第四十九条第一項に規定する児童 発達支援管理責任者をいう。 以下同じ。) 以 上

2 前 項各号に · 掲 げ る従業者の ほ か、 指定児 童 発達支援 事 業所に、 お ** \ て日常生 活を営 む \mathcal{O} に必要な機 能 訓 練

を行う場合に は、 機 能 訓 練 担当 職 員 日 常生 活を営 む \mathcal{O} に 必要な機能 訓 練 を担 当す る職 員 を V う。 以 下同

を置 かなければならない。 この場合において、 当該 機能 訓 練担当 職員が指定児童発達支援の 単位ご

とにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童 発達支援の提供に当たる場合には、 当該機 能 訓 練 担

当職員の数を指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

前 項 Ó 規定にか か わらず、 主として重症心身障害児 (法第七条第二項に規定する重症心身障害児をい

3

う。 以下同じ。 を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、 次のとおりとす

る。

一 嘱託医 一以上

二 看護師 一以上

三 児 童 指 導 員 (児 童 福 祉 施 設 \mathcal{O} 設 備 及び運営に関する基準第二十一条第六項に規定する児童指導員をい

う。以下同じ。) 又は保育士 一以上

四 機能訓練担当職員 一以上

五 児童発達支援管理責任者 一以上

4 第 項 第 号及び 第二 項 \mathcal{O} 指 定児 童 発 達 支援 \mathcal{O} 単 位 は、 指定児童 一発達支援であって、 その 提供 が 同 時に

一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

5 第 項 第 号の指導員又は保育士 のうち、 人以上は、 常勤でなければ ならない。

6 第 項第二 号に掲げる児童発達支援管理責任 者 のうち、 人以上は、 専 任 カ 0 常 勤 で なけ れ ば ならない。

第六条 指定児· 童発達支援事業者が 指定児童 発達支援事業所 (児童 発達支援センターであるも のに限る。

以

下この条において同じ。)に置くべき従業者及びその員数は、 次のとおりとする。ただし、 四十人以下の

障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては第三号の栄養士を、 調理業務の全部を委託する指定

児童発達支援事業所にあっては第四号の 調 理員を置かないことができる。

一 嘱託医 一以上

二 児童指導員及び保育士

1 児童指導員及び保育士の総数 指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を四で

除して得た数以上

口 児童指導員 一以上

ハ 保育士 一以上

三 栄養士 一以上

四 調理員 一以上

五 児童発達支援管理責任者

一 以 上

前項各号に掲げる従業者のほ か、 指定児童発達支援事業所にお いて日常生活を営む のに必要な機 %能訓練

2

を行う場合には、 機能 訓 練担当職 員を置かなければならない。 この場合において、 当該 終機能訓 練担 職 員

の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

3 前 項 \mathcal{O} 規定にか か わらず、 主として難聴児を通 わせる指定児童 発達支援事業所には、 第一 項各号に掲げ

る従業者 \mathcal{O} ほ か、 次 \mathcal{O} 各号に掲げる従業者 を置 カン なけ れ ば ならな この場合にお į, て、 当該. 各号に掲げ

る従業者に つい · ~ は、 その 数を児童指導員 及び)保育· 士 \mathcal{O} 総数に含めることができる。

一 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに四以上

機能 訓 練 担 当 職 員 (日常生活を営むのに必要な機 能 訓練を行う場合に限る。 機能 訓練を行うため

に必要な数

4 第二 項 0) 規定に、 か か わらず、 主として重症 心 身障害児を通 わ せる指定児童 発達支援 事 業所 には、 第 項

各号に掲げる従業者 っ ほ か、 次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。 この場合において、 当該

各号に掲げる従業者については、 その数を児童指導員及び保育士 の総数に含めることができる。

看護師 一以上

二 機能訓練担当職員 一以上

5 第 項第二号イ及び第三項第一号 の指定児童発達支援の単位 は、 指定児童 発達支援であって、 その 提供

が 同 時 に -又は複数 の障 害児に対 して一 体 的 に行 わ れるもの を

6 第 項 か 5 第四 項 くまで (第 一 項 第 一号を除 \(\cdot\) に規定する従業者 は、 専ら つ当該指 定児童 発達支援事

業

所 \mathcal{O} 職 務 に 従 事 す る 者 又 は 指 定児 童 発達支援 \mathcal{O} 単位ごとに専 ら当 該 指 定 児 童 一発達· 支援 \mathcal{O} 提 供 に 当たる者 で

な け れ ば なら な \ <u>`</u> ただし、 障 害児の支援に支障 が な 1 場合は、 第一 項第三号の 栄 養 士 及び 同 項 第 四 号 \mathcal{O}

調 理 員 に 0 7 て は、 併せ て設置する他 の社会福祉 施 設 \mathcal{O} 職 務 に従事させることができる。

(管理者)

第七 条 指 定 児 童 発達 支援 事 業者 は 指定児 童 発 達 支援 事 業所ごとに専らそ \overline{O} 職 務 に 従 事 する管 理者 を置 カン

な け れ ば な 5 な \ <u>`</u> ただ 指定児 童 発 達 支援 事 業所 \mathcal{O} 管 理 上 障 害児 \mathcal{O} 支援に支障 が な 1 場 合 は 当該 指

定児童 発達支援事業 所 \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 職 務に従事させ、 又は 同 敷地内 に あ る他 の事 業所、 施 設 等 \mathcal{O} 職 務に 従事さ

せることができる。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第八条 指定児· 童発達支援事業者 は 指定児 童発達支援 事 業 所 (児童発達支援セ ンター で あるも のを除く。

に お ける主たる事業所 (次項において 「主たる事業所」という。) と一体的に管理運営を行う事業所

次項において「従たる事 業所」という。) を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合においては、 主たる事業所及び従たる事業所 \mathcal{O} 従業者 (児童 発達支援管理

責任者を除く。) のうちそれぞれ一人以上 は、 常勤 か つ専 ら当該主たる事 業所又は従 たる事 業 所 \mathcal{O} 職 務 12

従事する者でなければならない。

第三節 設備に関する基準

(設備)

第九条 指定児 童 一発達· 支援 事 業所 (児童発達支援センター であるものを除く。) は、 指 導 訓 練室 \mathcal{O} ほ か、 指

定児 童 発 達 支 援 \mathcal{O} 提 供 に 必 要なる 設 備 及 び 備 品等を備 えなけ れ ば なら な

2 前 項に規定する指 導 訓 練 室 は、 訓 練 12 必 要な機械器具等を備えなければ ならない。

3 第一 項に規定する設備及び備 디 等は、 専ら当 該指 定児童発達支援の 事業 の用に供 するものでなけ ればな

らない。 ただし、 障害児の 支援に支障が な **,** \ 、場合は、 この 限りで ない。

第十条 指定児童発達支援事 業所 (児童発達支援センターであるもの に限る。 以下この条にお いて同じ。

は、 指導 訓 練室、 遊戯室、 屋外遊 戯 場場 (指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊 戱 場に代わるべき場

所を含む。 以下この項にお いて同じ。)、 医務室、 相談室、 調理室及び便所並びに指定児童発達支援 の提

供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。 ただし、 主として重症心 身障害児 を通 わ せる指定児

童 一発達 支援 事 業所 12 あ 0 ては、 遊 戱 室、 屋 外遊 . 戯 場、 医務室及び 相 談室 は、 障 害児 の支援に支障 が な 7 場

合は、設けないことができる。

2 前 項に規定する設備 の基準は、 次のとおりとする。 ただし、 主として難聴児を通わせる指定児童発達支

援事 業所又は主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては、 この限 りでない。

一 指導訓練室

イ 定員は、おおむね十人とすること。

口 障害! 児一 人当たりの 床 面 積は、二・ 四七 平方メートル以上とすること。

遊 戯 室 障害児一人当たりの 床面積は、 六五 平方メー トル以上とすること。

3 第 項に規 定する設備 \mathcal{O} ほ か、 主とし て知的 障害 \mathcal{O} ある児童を通わ せ る指定児童 発達支援 事業所 は 静 養

室を、 主として難聴児を通 わ せ る指定 定児童 発達支援 事 業所 は聴力は 検査室を設け なけ れ ば ならな

4 第一 項及び前項に規定する設備は、 専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなけ ħ ばなら

な ただし、 障害児の支援に支障がない場合は、 併せて設置する他の社会福祉施設の設備 に兼ねること

ができる。

第四節 運営に関する基準

(利用定員)

第十一 条 指定児童発達支援事業所は、 その利用定員を十人以上とする。 ただし、主として重症心身障害児

を通 わせる指定児童 発達支援事業所にあっては、 利用定員を五人以上とすることができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

第十二条 指定 児童 発 達 支援 事業者 は、 通所給付 決定保護 が護者が 指定児童発達支援 \mathcal{O} 利 用 0) 申 込みを行 0 たと

当該 利 用申込を行った通 所給付決定保護者 (以 下 「利用申込者」という。) に係る障害児 \mathcal{O} 障 害 \mathcal{O}

特性に応じた適切 な配 慮をしつつ、 当該 利 用申込者に対し、 第三十七条に規定する運営規程 \mathcal{O} 概 従 業

者 \bar{O} 勤 務 体 制 その 他 \mathcal{O} 利 用 用込者 \mathcal{O} サ ĺ ピ ス 0 選択に資すると認められ る重要事 ず項を記 L た文書を交付

説 明 を行 \<u>\</u> 当 該 指 定児童 発達支援 \mathcal{O} 提 供 0 開 始 に つい て当該で 利 用申 込者の 同 意を得なけ れば ならない。

て

2 指定児童 発達支援事業者は、 社会福祉法 (昭和二十六年法律第四十五号)第七十七条の 規定に基づき書

面 の交付を行う場合は、 利用申 込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(契約支給量の報告等)

第十三条 指定児童 発達支援事業者 は、 指定児童 発達支援を提供するときは、 当該指定児童発達 支援 \mathcal{O} 内 容

通 所給付 決定保護者に提供することを契約し た指 定児童発達支援の量 (次項におい て 「契約支給 量 لح

(\ その 他 の必要な事項 (第三項及び第四 |項に おい て 通 所受給者証 記 「載事項」という。) を通 所給

付決定保護者の通所受給者証に記載しなければならない。

2 契約支給量 \mathcal{O} 総量 は、 当 該 通 所給付決定保 護 者 の支給量を超えてはな らない。

3 指定児童 童 発 達 支援事業者 は、 指定! 児童 発 達 支援 \mathcal{O} 利 用 に係 る契約 をしたときは、 通所受給者証 記 載 事 項

そ 0 他の必 要な事 項を市 町村に対 し遅滞なく報告しなけ ればならない

4 前三 項 \hat{O} 規定は、 通所受給者 証 記 載 事項に変更があった場合につい ,て準 用する。

(提供拒否の禁止)

第十四条 指 定児童発達支援事業者は、 正当な理由が なく、 指定児童発達支援の提供を拒 んではならない。

(連絡調整に対する協力)

第十五条 指定児童発達支援事業者 は、 指定児童発達支援 の利用に っつい て市 町 村又は障害児相談支援 事業を

行う者 (第四 十九 条第一 項に お 1 7 障 害児相 談支援事 業者」 とい . う。 が た行う連続 絡 調 整に、 できる限 V)

協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第十六条 指定児童 一発達· 支援事業者 は、 指定児童発達支援事業 所 \mathcal{O} 通常 の事 業の実施 地 域 (当該指 定児童 発

達 支援事 業 所 が 通 常 時 に指定児 童 発達支援を提供する 地 域 を **\ う。 第三十 七条第六号及び 第 五 + -第二

項に お 1 て 同 ľ 等を勘案 Ļ 利 用 申込者に · 係 る障 害児 に 対 L 自 5 適 切 な指定児 童 発 定支援、 を提 供 する

ことが 困 難 で あ ると認っ め た場合 は 適当な: 他 \mathcal{O} 指 定児 童 一発達-支援 事 *業者: 等 \dot{O} 紹 介そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 必 要 (な措) 置 を速

やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第十 七 条 指 定 児童 発 達 支援 多事業者 は、 指 定 沪 童 発達支援 \mathcal{O} 提供 を 求め 6 れ た場 **愛合は、** 通 所給 付 決定 保 護者

 \mathcal{O} 提 示 す る通 所受給者証によっ て、 通所給付 決定 \mathcal{O} 有 無、 通 所給付決定をされた指定 通 **過所支援** 0 種 類、 通

所給付決定の有効期間、支給量等を確かめるものとする。

(障害児通所給付費の支給の申請に係る援助

第十八条 指定児童発達支援 少事業者 は、 指定児童 童 発達支援に係 る通 所給付 決定を受け É ** \ ない 者 か 5 利 用 \mathcal{O}

申 込 4 が あ 0 た場 合 は、 そ \mathcal{O} 者 \mathcal{O} 意 向 を 踏 まえて速や か に 障 害児 通 所 給 付 費 \mathcal{O} 支 給 \mathcal{O} 申 請 が 行 わ れ る よう

必要な援助を行わなければならない。

2 指定児童 発達支援事業者は、 指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべ き標準的 な期間 配を考慮

Ļ 通 所給付 決定 の有効 期 間 \mathcal{O} 終了に伴う障害児通 所 給付費の支給申請 に . つ () て、 必要な援助を行わ なけ

ればならない。

(心身の状況等の把握)

第十 九条 指 定 児童 発達支援事業者 は、 指定児童発達支援の提供に当たっては、 障害児の心身 の状況、 その

置 カ れてい 、る環境、 他 0 保健 医 療 サ ピ ス又 は 福 祉 サ E ス (T) 利 用状況等の把握 に努め なけ れば ならな

(指定障害児通所支援事業者等との連携等)

第二十条 指定児童発達支援事業者 は、 指定児童 発達支援 の提供に当たっては、 都道 府 県、 市 町 村、 障害福

祉 サー ピ スを行う者、 児童 福 祉 施 心設その 他 (T) 保健 医 療 がサー ピ ス又は 福 祉サー ビスを提供する者との 密接な

連携に努めなければならない。

2 指定児童 発 定支援 事業者は、 指 定 児童 発達支援 \mathcal{O} 提 供 0 終了 に 際しては、 障 害児 又はその 家 族に 対して

適 切 な援 助 を行うとともに、 都 道 府 県、 市 町 村 障 害 福 祉 サ ĺ ピ ス を行う者、 児 童 福 祉 施 設 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 保 健

医 療 サ] ビ ス 又 んは 福 祉サー ピ スを提供する者との 密: 接 な連 携 ど · 努 $\dot{\aleph}$ なけ れ んばなら な

(サービスの提供の記録)

条 指 定児 童 発達 支援事業 業者は、 指定児· 童 発達 支援を提供 L た際は、 当該指式 定児童発達支援 \mathcal{O} 提 供

月 内 容そ \mathcal{O} 他 必 要 な事 項 を当該指 定児 童 発達 支援 \mathcal{O} 提供 \mathcal{O} 都 度 記 録 L な け れ ば なら な

2 指 定児・ 童 発 達 支 援 事 業者 は 前 項 \mathcal{O} 規 定 による 記 録 に 際 して は、 通 所 給 付 1決定保護 護 者 が 5 指 定児 童 一発達

支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

(指定児 童 発 達支援事業者が 通 所給付決定保 護者に求 めることのできる金銭 の支払 \mathcal{O} 範 囲

第二十二条 指 定児 童 発達支援事業者 が、 指 定児 童 発 達 支援を提供 す る通 所給: 付決定保 護 殴者に対 7 金銭 \mathcal{O}

支払を求めることができるのは、 当 該 金 銭 0 使途 が 直 接通 所給: 付 決定に係 る障 害児 0 便 益を向上させるも

0 であって、 当該 通 所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるもの に限るものとする。

2 前 項 の規定により金銭 の支払を求める際 は、 当該 金 銭の使途及び 額並 びに . 通 所給付 決定保護者に 金銭 \mathcal{O}

同 意 を得 な け れ ば なら な \ <u>`</u> ただし、 次条第 項 から第三項ま でに規定する支払 に 0 *((* 7 は この 限 n

でない

支払を求め

る

理由

に

つ

7

て書面

によって明らかにするとともに、

通所給:

付

決定保護

護者

12

対して

説

明

を行

1

(通所利用者負担額の受領)

第二十三条 指定児童 発達支援事 業者は、 指定児· 童 発達支援を提供 した際は、 通 近所給付: 決定保護者から当該

指 定児童 発達 支援 に · 係 る 通 所利 用 者 <u>〔</u> 担 額 \mathcal{O} 支 払を受けるも のとする。

2 保 護者から、 指定児 童 発 当該指 達支援事業者 定児童発達支援に係る指定通 は、 法定 代 理受 領 を行 所支援費用基 わ な 1 指 定児 準 童 額の 発達支援を提供 支払を受けるも L た のとする。 際 は、 通 所 給 付 決定

3 宜 に 指定児 要す 童 る費用のうち、 発 達支援事業者は、 次 \mathcal{O} 各号 前二 第一 項の支払を受け 号にあっては、 る額 $\widehat{\mathcal{O}}$ 児童発達支援セ ほ か、 指定児 ンタ 童発達支援 であ にお る指 定児 いて提 童 供される便 発達支援 事

業 不所に係る るも \mathcal{O} に限 る。 に掲げ る費用 \mathcal{O} 額 の支払が を通所給付 決定保護者から受けることができる。

- 一 食事の提供に要する費用
- 二 日用品費
- \equiv 前二号に掲げるも O0 ほ か、 指定児童発達支援に お į١ て提供される便宜に要する費用のうち、 日常生

活に お 7) 7 も通 常必要となるも \mathcal{O} に係る費用であ 0 て、 通 所給付決定保護者に負担させることが 適当と

認められるもの

- 4 前 項第一号に掲げる費用に つい ては、 別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定児童 発達支援事 業者は、 第 項か ら第三項までの費用 の額 の支払を受けた場合は、 当該費用 に係る る

領 収証を当該 費用 の額を支払 0 た通)所給: 付決定保護者に対 し交付 しなけ れ ばならない。

6 指定児童 発 達支援事業者 は、 第三 項 \mathcal{O} 費用 に係るサ ĺ ピ ス <u>の</u> 提 (供に当) ったっ ては、 あら か べじめ、 通所給付

決定保護者に対し、 当該サー ピ ス の内容及び費用について説明を行い、 通所 給付決定保護者 \mathcal{O} 同 意を得な

ければならない。

(通所利用者負担額に係る管理)

第二十四条 指定児童発達支援事業者は、 通所給付決定に係る障害児が同 の月に当該指定児童発達支援事

業者 が 提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児 通所支援事業者等が提供する指 定通所支援を受けた

場合にお いて、 当該障 害児の通 所給付決定保護者から依頼があったときは、 当該指定児童発達支援及び当

該 他 \mathcal{O} 治指定 通 所支援に係る通 所利 用者負 担 額 $\widehat{\mathcal{O}}$ 合 計 額 (以下この条にお *(*) 7 通 所利 用 者負 担 額 合 計 額

とい を算定 L な げ れ ば なら な \ <u>`</u> この 場 合に お V > て、 当該: 指 定児 童 発達支援 事 業 者 は 当 該 指 定児

童 発 元達支援] 及 び当 該 他 \mathcal{O} 指 定通 所支援の \mathcal{O} 状 況 を 確 認 の上、 通 所 利 用者負 担 額合計 額 を 市 町 村 に 報告す ると

ともに、 当該 通 所 給付決定保護者及び当該 他 \mathcal{O} 指定通 所支援を提供 した指定障害児通所支援事業者等に通

知しなければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第二十 五. 条 指 定児 童 発 達 支援事 業者は、 法定代 理受領 により 指 定 児童 発達支援に係 る障 .害児 诵 所 給 付 費 \mathcal{O}

支給を受けた場合 は 通 所給付 決定保護者に対し、 当該 通所給付決定保護者に係る障害児通 所給: 付 費 0 額

を通知しなければならない。

2 指定 淣 童 発 達支援 事 業者は 第二十三条第二 項 の法定代理受領 を行 わ な 1 、指定児· 童 発 達 支援 に係 る費用

 \mathcal{O} 額 の支払 を受けた場合は、 その 提 供 ľ) た指: 定児童 発達支援 の内・ 容、 費用 0 額その 他 必 要と認 め 5 れ る事

項を記載したサービ ス提 供 証明書 を通所給付決定保護者に対して交付しなけ ればならない。

(指定児童発達支援の取扱方針)

第二十六条 指定児童 童 発達支援事業者は、 次条第一 項に規定する児童 光達· 支援 計 画 に基づき、 障 . 害 児 0) 心身

 \mathcal{O} 状況等に応じて、 その 者 の支援 を適切 に行うとともに、 指定児童 童 T発達. 支援 \mathcal{O} 提 供 が 漫 然か 0 画 的 なも

のとならないよう配慮しなければならない。

2 指定児童 発達支援事業所の従業者は、 指定児童発達支援 の提供に当たっては、 懇切 丁寧を旨とし、

給付決定保護者及び障 害児に対し、 支援上必要な事項につい て、 理解 しやすい ように説 明を行 わなけ れ ば

ならない。

3 指定児 童 発 達支援事 業者は、 その提供する指定児童 発達支援 の質 $\widehat{\mathcal{O}}$)評価 を行 V. 常に その 改善を図 らな

ければならない。

(児童発達支援計画の作成等)

第二十七条 指 定児 童 発達支援事 業 所 \mathcal{O} 管 理者 は、 児 童 発 達 支援管理 理 責 任 者に指定児 童 発 達支援 に係 る通 所

支援 計 画 (以下この条及び第五十四条第二項第二号に お į١ 7 「児童 |発達支援計画」という。 0) 作成に関

通

所

する業務を担当させるものとする。

2 児童 発達支援管理責任 者は、 児 童 発達支援 計 画 の作 成に当たっては、 適 切 な方法により、 障害児 に つい

て、 その有す る能・ 力、 その 置 か れ 7 1 る環境 及 び 日 常 生活 全般 0) 状 況 等 \mathcal{O} 評 価 を通じ て通 所 給 付 決 定 保 護

者 及 Ű 障 害 児 \mathcal{O} 希 望 す る生 活 並 び に 課 題 等 \mathcal{O} 把 握 (以下この 条 に お 1 て アア セ スメント」 とい . う。 を行

1 障 害児 0) 発達を支援する上 で \mathcal{O} 適切 な支援 内 容 \mathcal{O} 検 討 をし な け れ ば なら な \ <u>`</u>

3 児童 発達 支援管理責任者は、 ア セ ス メントに当たって は、 通 所 給付決定保護者及び障害児 に 面 接 L しなけ

れ ば ならない。 この 場合に お 1 て、 児 童 発達支援管理 責任 者 は、 面 接 \mathcal{O} 趣 旨 を 通 所 給 付 決定保護 護者 岌 び 障

害児 に 対 L て十分に 説 明 L 理 解 を 得 な け れ ば な 5 な 1

4 児 童 発 達 支 接管 理 責 任 者 は ア セ ス メン 1 及 び支援 内 容 \mathcal{O} 検 討 結果 12 基づ き、 通 所 給 付 決 定 保 護 者 及 び

障 害児 \mathcal{O} 生活 に対す る意向、 障 害児に対する総合的 な支援に 目標及びその達成 時 期 生 活全般 \mathcal{O} 質 を 白 上さ

せ こるた、 \Diamond 0 課 題、 指 定児童発達支援 \mathcal{O})具体: 的 内 容、 指 定児童発達支援を提供 する上 で 0 留 意 事 項 そ \mathcal{O} 他 必

要な 事 項を 記 載 L た 児 童 発 達支援 計 画 \mathcal{O} 原 案を 作 成 L な け れ ば ならな \ <u>`</u> \mathcal{O} 場 合に お 1 て、 障 害 児 の家

族に 対 す る 援 助 及び当該 路 指 定 児 童 発 達支援 事 業所 が 提 供 す る指 定児 童 発達支援以外 \mathcal{O} 保 健 医 療 サ ピ ス 又

は 福 祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画 0 原案に位置付けるよう努めなけ ればならない。

5 児童発達支援管理責任者は、 児童発達支援計 画 の作成に当たっては、 障害児に対する指定児童発達支援

のとする。

 \mathcal{O}

提供に当たる担当者等を招集して行う会議を

開催

Ļ

児童発達支援計

画

 \mathcal{O}

原案に

つ

7

て意見を求めるも

6 児童 発達支援管理責任者は、 児 童 一発達支援 計 画 の作成に当たっては、 通所給付決定保護者 及び障 害児に

対 当該児童発達支援計画 にこ ついて説明し、 文書によりその同意を得なければならない。

7 児童 発達支援管理責任者は、 児 童 発達支援計画を作成した際には、 当該児童発達支援計 画 を通 所 治付決

定保護者に交付しなければならない。

8 児 童 発 達 支援管理 理 責任 者 は、 児 童 発達支援 計 画 \mathcal{O} 作 成 後、 児童 発達支援 計 画 \mathcal{O} 実 施 状況 \mathcal{O} 把握 (障害児

に つ *(*) · て \mathcal{O} 継 続的なアセスメントを含む。 次項にお いて「モニタリング」という。)を行うとともに、 障

害児につい て解決すべき課題を把握 Ļ 少なくとも六月に一回以上、 児童発達支援計画 の見直しを行

必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行うものとする。

児童 発達支援管理責任 者は、 モニタリングに当たっては、 通所給付決定保護者との連絡を継続 的 に行う

9

特段の事情のない限り、 次に定めるところにより行わなければならない。

一 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。

二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第二 一項か 5 第七項まで 0 規定 は 第八項に規定する児童発達支援計画 の変更に つい て準用する。

(児童発達支援管理責任者の責務)

第二十八条 児童発達支援管理責任者は、 前条に規定する業務のほか、 次に掲げる業務を行うものとする。

一 次条に規定する相談及び援助を行うこと。

一 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(相談及び援助)

第二十九条 指定児童発達支援事業者は、 常に障害児の心身の状況、 その置かれている環境等の的 確な把握

に努め、 障害児又はその家族に対し、 その相談に適切に応じるとともに、 必要な助言その他の援助を行わ

なければならない。

(指導、訓練等)

第三十条 指定児童発達支援事業者は、 障害児の心身の 状況に応じ、 障害児の 自立の支援と日常生活の充実

に 資するよう、 適切な技術をもって指導、 訓 練等を行わなければならな

2 指定児童 発達支援事業者は、 障害児が 日常生活におけ る適切な習慣を 確立 するとともに、 社会生活 0

適 定応性 . を 高 \otimes るよう、 あ 5 ゆ る機 会を通じて支援を行 わ なけ れ ば なら な 1

3 指定児童 発 達支援事業者 は、 障 医児の 適 性に応じ、 障 学害児が できる限 り健 全な社会生活を営むことが

きるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。

4 指定児童 発 達支援事 業者、 は、 常 時 人 以 上の 従業者を指 導、 訓 練等に従事させなけ

5 指定児 童 発 達 支援事業者 は 障 害 児に対して、 当該 障害児 に係 る通 所給付 決定保護 者 \mathcal{O} 負 担 に ょ り、 指

定児童 発 達 支援事 業 所 \mathcal{O} 従業者以外の者による指 導、 訓 練等を受けさせてはならな

(食事)

第三十一 条 指 定児童発達支援事業所 (児童発達支援センタ ーであるものに限る。 第四 「項にお いて同じ。)

12 お **\ て、 障 害児 に 食事 を提供するときは、 その 献 <u>\f}</u> は、 できる限り、 変化に富み、 障 害児 の健全な発育

に必要な栄養量を含有するものでなければならない

れ

ばならない。

- 2 食事 は、 前 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定によるほ か、 食品 の種 類及び調理方法について栄養並びに障害児の 身体的状況及び
- 嗜好を考慮したものでなければならない。
- 3 調 理は、 あ いらかじ、 め 作成され た献 立に 従 って 行わ なけ ればならない。

ればならない。

4

指定児

童

発

達

支援

事

業

所に

お

1

7

は、

障

害児

の健

康

な生活

の基本としての

食を営

む力の育成

に努め

いなけ

(社会生活上の便宜の供与等)

第三十二条 指定児童 発達支援事 業者は、 教養娯楽設備等を備えるほか、 適宜 立障害児 のための V クリ Í] シ

ョン行事を行わなければならない。

2 指 定児・ 童 発 達 支 援 事 業者 は、 常 に 障 害児 の家族との 連携を図るよう努め なけ ればなら ない。

(健康管理)

第三十三条 指 定児童発達支援事業者 (児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所 にお 7) て、 指

定児童発達支援の 事 業を行う者に限る。) は、 常に障 害児 \mathcal{O} 健 康 \mathcal{O} 状 況 に注 意するとともに、 通 所 す る障

害児 に対 通所 開 始 時 \bigcirc 健 康診断、 少なくとも一年に二回 の定 期 健 康診断 及び臨る 時 \mathcal{O} 健 康 診 断 を、 学 校

保 健 安全法 (昭 和三十三年法律第五十六号) に 規定す る健 康 診 断 に 準じ て行わ なけ れ ば ならな

2 前 項 \mathcal{O} 指 定児童発達支援事業者 は 同 項 0) 規定 に か か わ らず、 次 \mathcal{O} 表 \mathcal{O} 上 欄 に · 掲 げ る 健 康 診 断 が 行 わ れ

た場 合であっ て、 当 該 健 康 診 断 が そ れぞ れ 同 表 \mathcal{O} 下 欄 に 掲 げ る 健 康 診 断 \mathcal{O} 全 部 又 は 部 に 相 当す ると認 8

ら れ るときは 同 欄 に 掲 げ る 健 康 診 断 \mathcal{O} 全 部 又 は 部 を 行 わ な 7 ことが できる。 \mathcal{O} 場 合 12 お 1 て、 指

定

児 童 発達 支援 事 ,業 者 は そ n ぞ れ 同 表 \mathcal{O} 上 欄 に 掲 げ る 健 康 診 断 \mathcal{O} 結 黒を. 把 握 L な け れ ば な 5 な 1

児 障 健 害 康 童 児 診 相 談 が 断 所等 通学、 す 12 んる学校 おけ Ś 障 に 害児 お け Ź \mathcal{O} 通 健 康 所 診 開 始 断 前 \mathcal{O} 診 通 定 期 所 断 す \mathcal{O} る障 健 康 害児 診 断 12 又 . 対す は 臨 る障 時 \mathcal{O} .害児 健 康 診 \mathcal{O} 通 断 所 開 始 時 0 健 康

3 指 定 児 童 発 達支 援 事 業 所 (児 童 発達支援 セ ン ター で あ る ŧ 0 に 限 る。 \mathcal{O} 従 業者 \mathcal{O} 健 康診 断 に当たって

は、綿密な注意を払わなければならない。

(緊急時等の対応)

第三十 应 条 指 定児 童 発達 支援 事 業 所 \mathcal{O} 従 業 者 は、 現 に 指定 児 童 発 達 支援 \mathcal{O} 提 供 を行 0 7 ζÌ るときに 障 害 児

12 病 状 \mathcal{O} 急 変 が 生じ た場 %合その 他 必 要なら 場 一合は、 速 B カン に 医 療 機 関 ~ \mathcal{O} 連 絡 を行う等 \mathcal{O} 必要な 措 置 を 講 U

なければならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第三十五条 指定児童発達支援事業者は、 指定児· 童発達支援を受けてい る障害児に係 る通所給 付決定保護者

が 偽 りそ $\overline{\mathcal{O}}$ 他 不正な行為によって障害児通 所給付費若 しく は 特例 障 !害児! 通 所 ²給付費 の支給を受け、 又は受

けようとしたときは、 遅滞なく、 意見を付してその旨を市 町 村 に 通知し なけ ればならな

(管理者の責務)

第三十六条 指定児童 発達支援事 業所の管理者は、 当該指定児童発達支援事 業所の従業者及び業務 の管理そ

の他の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定児童 発 達 達支援事業 · 業 所 \mathcal{O} 管 理 者 は、 当該: 指定児童 発達支援事業所の従業者にこの章 の規定を遵守させ

るために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第三十七条 指 定児 童 発達支援事業者は、 指定児童発達支援事業所ごとに、 次の各号に掲げ る事 業 \mathcal{O} 運 営に

0 V > ての重要事 項に関する運営規程 (第四十三条におい <u>.</u> 「運営規程」 という。 を定めてお か なければ

ならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 利用定員

五. 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額

六 通常の事業の実施地域

七 サービスの利用に当たっての留意事

項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

+ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

十一 虐待の防止のための措置に関する事項

十二 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第三十八条 指 定児童発達支援事業者は、 障害児に対し、 適切な指定児童発達支援を提供することができる

よう、 指定児童発達支援事業所ごとに、 従業者の 勤 務 \mathcal{O} 体 制 を定めてお か なければならない。

2 指定児童 発 達支援事業者は 指定児童発達支援事業所ごとに、 当該指 定児 童発達支援 事 業 所 \mathcal{O} 従 業者に

ょ 0 て指定児童発達支援を提供しなければならない。 ただし、 障害児の支援に 直接影響を及ぼさない 、業務

については、この限りでない。

3 指定児童 発 達支援事 業者は、 従業者の資質 の向上のために、 その研修 の機会を確保 しなければ ならない。

(定員の遵守)

第三十 -九条 指定児童 発達支援事業者は、 利 用定員及び指導訓 練 室 の定員を超えて、 指定児童 発達支援 の提

供 を行ってはならない。 ただし、 災害その他のやむを得ない事情がある場合は、 この限りでな

(非常災害対策)

第四 十条 指定児童 発達支援事業者 は、 消 火設 備 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 非常災害 に際 して必 要な設備 を設けるとともに、

非常災害に関する具体的計画を立て、 非常災害時 の関係 機関 ^ 0) 通報及び連絡体制を整備 それらを定

期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、 非常災害に備えるため、 定期的に避難、 救出その他必要な訓練を行わなけ

ればならない。

(衛生管理等)

第四 十 条 指定児童発達支援事業者は、 障害児の使用する設備及び飲用に供する水につい て、 衛生 前 な管

理 に い努め、 又は . 衛生上必要な措置を講ずるとともに、 健康管理等に必要となる機械器具等の管 理を適 正 に

行わなければならない。

2 指定児 童 発 達 党接事業者は、 指定児童発達支援事業 が所に お 1 7 感染症又は 食中毒が発生し、 又は ま ん延

しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

協力医療機関)

第四十二条 指定児童発達支援事業者は、 障害児の病状の急変等に備えるため、 あらかじめ、 協力医療機関

を定めておかなければならない。

(掲示)

第四 十三条 指 定児童 発達支援事業者は、 指定児童発達支援事業所 \mathcal{O} 見やす ĺ١ 場 郷所に、 運営規 程 0) 概 要、 従

業 \mathcal{O} 勤 務 0) 体 制 前 条 \mathcal{O} 協 力医療機関その 他 0 利用 用込者 \mathcal{O} サ ピ ス 0 選 択に資すると認 めら ń ,る重 要

事項を掲示しなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第四 + 匹 条 指 定児 童 発達支援事業者 は、 指定児 童発達支援 \mathcal{O} 提供 に当た って は、 障 害 児 又 には 他 \mathcal{O} 障 .害児 \mathcal{O}

生 命 又は、 身体 こを保護、 するため緊急や むを得ない 場合を除き、 身体: 的 拘 東そ 0 他 障 害児 \mathcal{O} 行動 を 制 限 する行

為 (次項 E お 7 て 「身体拘 東等」 という。 を行 って は ならな

2 指定児 童 発 達 支援 事 業者 は B む を得ず 身体 拘 束等 を行 う場合に は、 そ $\overline{\mathcal{O}}$ 様 態 及 び 時 間、 そ \mathcal{O} 際 \mathcal{O} 障 害

児 (T) 心 身 \mathcal{O} 状 況 並 び に 緊急やむ を得 な 1 理 由 そ \mathcal{O} 他 必 要な 事 項 を 記 録 L な け れ ば なら な

(虐待等の禁止)

第四 干 五. 条 指 定児 童 発達支援事業所の従業者は、 障 害児に対 児童 虐 待 . の 防 止 等に関する法 律 (平成十

年 法 律第八十二号) 第二条各号に掲げる行為その 他 !当該障害児 0 心身 に 有害な影響を与える行為をして

はならない。

懲戒に係る権限 の濫 用 禁止)

第四 干 -六 条 指 定児童 発達支援事 業所 (児童発達支援センターであるものに限 る。 の長たる指定児童発達

支援 事 業 所 0 管理 者 は、 障害児 に . 対 L 法第四十七条第一 項本文 \mathcal{O} 規定に より 親 権 を行う場合で あっ 7 懲戒

す るとき又は 同 · 条第 三項 \mathcal{O} 規 定 に よ ŋ 懲 戒 に 関 L そ \mathcal{O} 障 害 児 \mathcal{O} 福 祉 \mathcal{O} た 8 に 必 要な措置 置 を採るときは 身

秘 密保 持 等

体的

苦

「痛を与う

え、

人 格

!を辱

8

る等そ

0

権

限

を濫

用

L

7

は

なら

な

1

第四 十七 之 条 指 定児童 発達支援事 業 派所の 従業者及 グび管理が 者は、 正当な理由 が なく、 その業務上知 り得た障 害

児 又 は そ 0 家 族 \mathcal{O} 秘 密 を 漏 5 L 7 は ならな V)

2 障 指定 児 又はその家族 童 発 達 支 援 事 業者 密を漏らすことがない は 従業者 及 び管理 よう、 者で あ 0 要な措 た で者が、 正 ら 講 じ、 当な 理 由 れ が なく、 なら その 業 務 Ŀ 知 n 得 た

必

置

を

な

げけ

ば

な

!害児!

0

秘

3 指定児 童 発 達支援事業者は、 指 定 障 害児 入所 施設 等 法 第二十四条の二第一 項に規定する指 定障 害児入

所 施 設等を いう。 指定障 害 福 祉 . サ Ì ピ ス 事 業 者 等 (障 害 者 自 立支援法 法第二十 九条第二項 に 規 定する指

定障 害 福 祉 サ] ピ ス事 業者等をい う。 その 他 の福 祉 サ ĺ F, スを提供する者等に対 して、 障害児又 八はそ \mathcal{O}

家族に関する情報を提供する際は、 あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなけ

ればならない。

(情報の提供等)

第四 一十八条 指 定児童 発達支援事業者は、 指定児童発達支援 を利用しようとする障害児が、 これ を適 切 か

0

円 滑 に 利用できるように、 当該: 指 定児童 発達支援事 業者が実施す る事 業 の内容に関する情報 \mathcal{O} 提供 を行う

よう努めなければならない。

2 指定児童 発 達支援事 業者は、 当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合において、

を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第四 + · 九 条 指 定児童発達支援事業者は、 障害児相談支援事業者若しくは障害者自立支援法第五条第十七項

に 規定する一 般相談支援事業若しくは特定 相談支援事業を行う者 (次項において 障 害児相談支援 事 業者

等」 という。 障 害! 福 祉 サー ビスを行う者等又はその 従業者 に対し、 障 害児又はその 家族 に 対し て当該

指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、 金品その 他 \mathcal{O} 財 産 上 $\overline{\mathcal{O}}$ 利 益を供与して は ならない。

その内容

- 2 指定児童 発達支援事業者は、 障害児相談支援事業者等、 障害福力 社サー ビスを行う者等又はそ 0 従業者か
- ら、 障 害児又はその家族を紹介することの対償として、 金品その他の 財産 上の利益を収受してはならな

(苦情解決)

第五 一十条 指定児童発達支援事業者 は、 そ の提供 L) た指: 定児童発達支援に関する障 害児又は 通 所 給 付 決定保

護者その 他 \mathcal{O} 当該 障 · 害 児 \mathcal{O} 家族か らの 苦情 に迅 速 か つ適 切 に 対応するために、 苦情、 を受け 付 け るため 0 窓

口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童 発達支援事 業者、 は、 前 項 の苦情を受け付けた場合には、 当該苦情 \mathcal{O} 内容等を記録 しなけ れ がばな

らない。

3 指 定児 童 発 達支援事業者は、 そ 0 提供 L た指定児童 発達支援に 関 法第二十一条 \mathcal{O} 五. の 二 十 第 項

 \mathcal{O} 規定により ·都道· 府県知 事 (指· 定都市に あっては指 定 都市の市長とし、 児 童 相 談所設置 一市に あ 0 7 は 児童

相 談 所設置 市 の市長とする。 又は市 町村長 (以下この項及び次項に お 1 7 「都道 府 県知 事 等 という。

が 行う報告若しく は 帳 簿 書 類 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 物 件 \mathcal{O} 提 出 若 しく は 提 示 \mathcal{O} 命令又は 当該 職 員 か 5 \mathcal{O} 質 問 若 しくは

指 定児童発達支援事業者 \mathcal{O} 設 備 若 L こくはに 帳 簿 書 類そ 0 他 \mathcal{O} 物 件 0) 検査 に応じ、 及び障害児又は 通 所 給 付 決

定保護者そ 0 他 \mathcal{O} 当該 障害児の家族からの苦情 に関 して都道府県 知事等が行う調査に協力するとともに、

都道 府 県 知 事 等から指導又は助言を受けた場合は、 当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなけ ń ば

ならない。

4 指定児 童 発 達支援事業者は、 都 道 府県 知 事 等 か 5 \mathcal{O} 求 $\dot{\aleph}$ が あ 0 た場 一合に は、 前 項 0 改 善善 \mathcal{O} 内 容 を 都 道 府

県知事等に報告しなければならない。

5 指定児 童 発達支援事業者は、 社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規

定に より行う 調 査 又は あ 0 せ んにできる限 り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第五 + 条 指 定児童 発達支援事業者は、 そ 0 運営に当たっ て は、 地 域住民又はその 自 発的 な活 動 等 \bar{O} 連

携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定児 童 発 達支援事業者 (児童発達支援セン タ ĺ で あ る児童 発達支援事業所にお いて、 指定児童 一発達支

援 \tilde{O} 事 業を行うも \mathcal{O} に限る。 は、 通常 \mathcal{O} 事 業 \mathcal{O} 実施 地 域 \mathcal{O} 障 害 児 (T) 福 祉 に 関 し、 その家庭 か 5 0 相談 に

応じ、必要な援助を行うよう努めなければならな

(事故発生時の対応)

第五十二条 指定児童発達支援事業者は、 障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場

合は、 速やか に都道 府県、 市町村、 当該 障 害児の家族等に連絡を行うとともに、 必要な措置を講じ なけれ

ばならない。

2 指定児童 発 達支援事業者は、 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置につい て、 記録 しなければ

ならない。

3 指定児童 発達支援事業者は、 障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した

場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第五十三条 指定児童発達支援事業者は、 指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、 指定児

童 発達支援 の事業の会計をその他の事業 の会計と区分しなければならな

(記録の整備)

第五 十四条 指定児童発達支援事業者は、 従業者、 設備、 備品及び会計に関する諸記録を整備 しておかなけ

れ ば ならな

2 指定児 童 発達支援事業者は、 障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を

整 備 Ļ 当 該 指定児童発達支援を提供 L た 日 [から] 五 年 -間保存 しない け れば ならな \ <u>`</u>

児童発達 支援 計 画

第二十一

条第

項

E

規定す

る提

供

L

た指定児童

発達支援

に係

る必要な事

項

 \mathcal{O}

提

供

 \mathcal{O}

記

録

 \equiv 第三十 五. 条の規定による市 町 村 (T) 通 知 に 係る記録

兀 第 兀 7 匹 条第二 一項に 規定する身体拘 束 等 \mathcal{O} 記 録

五. 第 五. + -条第二 一項に 規定する苦情 \mathcal{O} 内 容 等 \mathcal{O} 記 録

六 第五· 十二条第二 項 E 規 定す る事 故 \mathcal{O} 状 況 及 び 事 故 É 際 して採 0 た処置 に 0 1 7 0) 記 録

第三章 医 療 型児童 発達支援

第 節 基本 方

第五 + 五. 条 医 療型児 童 一発達 支援に係る指 定 通 所支援 (以 下 「指定 医 療型児 童 発達支援」 という。 \mathcal{O} 事 業

は、 障 害児 が 日常: 生 活に お ける基本的 動作 及び 知識 技能を習得 į 並びに対 集団 生活に適応することが でき

るよう、 当該 障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及

び訓練並びに治療を行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第五十六条 指定医 療型児童発達支援の事業を行う者(以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。)

が当該事業を行う事業所 (以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。)に置くべき従業者及びその

員数は、次のとおりとする。

医療法 (昭和二十三年法律第二百五号) に規定する診療所として必要とされる従業者 同法に規定す

る診療所として必要とされる数

一 児童指導員一 以上

三 保育士 一以上

四 看護師 一以上

五 理学療法士又は作業療法士 一以上

六 児童発達支援管理責任者 一以上

2 前項各号に掲げる従業者のほ か、 指定医療型児童発達支援事業所にお いて日常生活を営むのに必要な言

語 訓 練等を行う場合には、 機能 訓 練 担当 職 員 へを置 か なければならない。

3 第 項各号及び 前項に規定す る従業者 は、 専ら当該指定医療型児童発達支援事業所 \mathcal{O} 職務 に従 事 する者

で なけ ればならない。 ただし、 障害児の支援に支障がない 場合は、 障害児の 保護 に直 接従事する従業者を

除き、 併せて設置する他の社会福 祉施設 の職務に従事させることができる。

(準用)

第五·

十七条

第七条の規定は、

指定医·

療型児童発達支援の

事業に

つい

て準用する。

ちこうで、文語・写一・のも全

第三節 設備に関する基準

(設備)

第五 十八条 指定医療型児童発達支援事業所の設備 の基準は、 次のとおりとする。

- 医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。
- 一 指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。

- 三 浴室及び便所の手すり等身体 () () 機能 の不自由を助ける設備を有すること。
- 2 指定医療型児童発達支援事業所 は、 その階段 の傾 斜を緩やかにしなければならない。
- 3 第 項各号に掲げる設備は、 専ら当該 指 定医 原型児 童発達支援 \mathcal{O} 事 · 業 \mathcal{O} 用 に供するものでなけ ń ばなら

な ただし、 障害児 \mathcal{O} 支援 に支障 が な 7 場 合 は、 同 項第 号に日 · 掲 げ る設 は 備を除る き、 併 けせて設 置 す る 他 \mathcal{O}

社会福

祉

施

設

 \mathcal{O}

設

備

に

兼ねることができる。

第四 節 運営に関する基準

利用定員)

通 所利 用 者 負 担 額 0 受領 第五·

十

九条

指

定医

療型児童発達

支援事業所は、

その

利

用定員を十人以上とする。

第六十条 指定 医 療型児童発達支援事業者は、 指定医療型児童発達支援を提供した際は、 通 所給付決定保護

者 か ら当該指 定医療型児童発達支援に係る通 所利用者負担額 の支払を受けるものとする。

2 指定医療型児童発達支援事業者 は、 法定代理受領を行 わ な V 指 定医 区療型児 ・ 童発達支援を提供 l た際は、

通 所給付款 決定保護者 か 5 次 の各号に掲げる費用の額 0 支払を受けるものとする。

当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児 通 近所医療 (食事 療養 (健康保険法 (大正十一年法律

第七十号) 第六十三条第二項第一 号に規定する食事 療養をいう。 を除く。 以下同じ。 に係るも 0) に

つき健 康保険 \mathcal{O} 療 養に要する費用 \mathcal{O} 額 の算定方法 \mathcal{O} 例 に より算定した費用 \mathcal{O} 額

指定医療型児童発達支援事業者 は、 前二 項の支払を受ける額 \mathcal{O} ほ か、 指定 医 療型児童発達支援に お į, 7

3

提供される便宜に要する費用のうち、 次の各号に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受ける

ことができる。

食事 か提供 に要する費用

日 用 品

三 前二号に掲げるもののほか、 指定医療型児童発達支援にお いて提供される便宜に要する費用のうち、

日常生活においても通 常必要となるも のに係る費用であって、 通所給付決定保護者に負担させることが

適当と認 め 5 ń る もの

4

前 項第一 号に掲げる費用については、 別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指 定 医 療 型児童発達支援事業者 は 第 項 から第三 一項ま で \mathcal{O} 費 用 0 額 の支払を受け た場合 は 当該費用

12 係 る 領 収 証 を当 該 費用 \mathcal{O} 額 を支 払 0 た通 所 給 付 決定 保 護者 に 対 L 交付 L なけ れ ば な 5 な

6 指定 医 療 型 児 童 発 達支援 事 業者 は、 第三 項 \mathcal{O} 費 用 に 係 るサ Ì ピ ス \mathcal{O} 提 供 に 当た って は あ 5 カン ľ 8 通

所 給 付 決 定 保 護 者 12 対 Ļ 当 該 サ ピ ス \mathcal{O} 内 容 及 び 費 用 に 0 7 7 説 明 を 行 1 通 所 給 付 決 定 保 護 者 \mathcal{O} 同 意

を得なければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第六十 条 指 定 医 療 型 涥 童 発達. 支援 事業者 は、 法定代 理受領によ り 指定 医 療型児童 発達支援 に係 る障 害 児

通 所 給 付 費 又 は 肢 体 不 自 由 児 通 所 医 療 費 \mathcal{O} 支給 を受け た 場場 合 は 通 所 給 付 決 定保 護 者 12 対 Ļ 当 該 涌 所 給

付 決 定 保 護 者 に 係 る 障 害 児 通 所 給 付 費 及 び 肢 体 不 自 由 児 通 所 医 療 費 \mathcal{O} 額 を 通 知 L な け れ ば な 6 な

2 指 定 医 療型 涀 童 発達 支援 事業者 は 前 条 第 項 0) 法定代 理受領 を行 わ な 1 指 定 医 療 型 涥 童 発 達 支 援 に係

る費 角 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 支払、 を受け · た場 合 は そ \mathcal{O} 提 供 L た指 定 医 療 型児 童 発 達支援 0) 内 容、 費用 \mathcal{O} 額 そ \mathcal{O} 他 必

通 所 給 付 決 定保 護者 に 関 す る市 町 村 ^ \mathcal{O} 通 知

認

<u>い</u>

5

れ

る

事

項

を

記

載

ĺ

た

サ

]

ピ

ス

提

供

証

明

書

を

通

所

給付

決定保護

護者に対して交付しなけ

れ

ば

なら

な

第六十二条 指 定医 療型児 童発達支援事業者は 指定医 療型児童発達支援を受けている障害児に係る通 所 給

付 決定保護 浴者が 偽 りその 他 不正な行為によって 障害児 通 所給付費若しく は 特 例 障 害児 通 所給 付 費又 は 肢 体

不 自 由 児 通 所 医 療 費 の支給を受け、 又は受けようとし たときは、 遅滞, なく、 意見を付 L てその旨 を市 町 村

に通知しなければならない。

(運営規程)

第六十三条 指 定医 |療型児童発達支援事業者は、 指定医 療型児童発達支援事業所ごとに、 次の各号に掲げる

事 業 \mathcal{O} 運営 に 0 7 7 \mathcal{O} 重 要 事 項 に 関 する運営 規 程を定めて お か なけ れば、 ならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 一 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 利用定員
- 五. 指 定 医 療 型児 童 発 達 支援 \mathcal{O} 内 容 並 び に 通 所 給 付 決 定保 護 者 か ら受領 する費 用 \mathcal{O} 種 類 及 CK そ 0) 額
- 六 通 常常 \mathcal{O} 事 業 \mathcal{O} 実 施 地 域 (当該 指 定医 |療型児 童 一発達· 支援 事業所が ·通常: 時 に指定医 療型児童 発 達 支援を提

供する地域をいう。)

七 サービスの利用に当たっての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 その他運営に関する重要事項

(準用)

第六十四条 第十二条から第二十二条まで、 第二十四条、 第二十六条から第三十四条まで、 第三十六条、 第

三十八条か ら第四十 一条まで、 第四十三条から第四十七 条まで、 第四十八条第 項、 第四 十九条か 5 第五

十二条まで及び第五 十四四 条の規定は、 指定 医 療型児童 発達支援の事業に ついて準用する。 この場合にお 1

て、 第十二条第一項中 「第三十七条」とあるのは 「第六十三条」 と、 第十六条中「いう。 第三十七条第六

中 号及び」とあるの 「児童発達支援 計 は 画 「いう。 とあるのは 」と、第二十二条第二項中 「医療型児童発達支援計画」 「次条」 と、 とある 第三十四条中 のは 「第六十条」と、 「医療機関」 第二十七条 とあるの

は 「他の専 門 医療機関」 と、 第四十三条中「従業者の勤務の体 制、 前条 の協力医療機関」とあるの は 「従

業者の勤 務 の体 制 と 第五十四条第二項第三号中「第三十五条」 とあるのは 「第六十二条」と読み替え

るものとする。

第四章 放課後等デイサービス

第六十五条 第一 節 放課後等デイサービスに係る指定通所支援 基本 方 針 (以下「指定放課後等デイサービス」という。)

事業は、 障害児が生活能力の向上 のために必要な訓練を行い、 及び社会との交流を図ることができるよう

当該障害 児 \mathcal{O} 身体 及び 精神 \mathcal{O} 状 況 並 一びにその 置か れ 7 いる環境に応じて適切 か つ効果的な指導及び 訓練

を行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

従業者の員数)

第六十六条 指定放課後等デイサー F, ス 0) 事業を行う者 (以 下 「指定放課後等デイサー ピ ス事 業者」 という

が当該事 業を行う事業所 (以 下 「指定放課後等デイサービス事業所」という。) に置くべき従業者及

の

びその員数は、次のとおりとする。

指導員又は保育士 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該

指定放課後等デイサ ĺ ピ ス の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、 イ又は ロに 掲げる障害児 の数

の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

イ 障害児の数が十までのもの 二以上

口 障 害 児 \mathcal{O} 数が + を超えるもの <u>ー</u>に、 障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一を加

えて得た数以上

二 児童発達支援管理責任者 一以上

2

前 項 各号に 掲げ る 従業者 \mathcal{O} ほ か、 指定: 放課後等デ 1 サ ĺ ピ ス 事 業所 に お 7 7 日常生 一活を営 む 0 に 必 要な

機能 訓 練 を行う場合には、 機能 訓 練 担 当 職 員を置か なけ ればならない。 この 場合にお *(*) て、 当該 機 能 訓 練

担当 職 員が :指 定放課後等デイサー ピ スの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指 定放 課 後 等

デイサー ピ ス 0) 提供に当たる場合には、 当該 ||機能訓 練 担 当 職 員 の数を指導員又は保育 士 0) 合計数に含める

ことができる。

- 3 第 項 第 一 号及び 前 項 \mathcal{O} 指定放課後等デイサー Ę, ス 0 単位は、 指定放課後等デイサー ビスであって、 そ
- \mathcal{O} 提供が同 時 に一又は 複数の障 害児に対して一 体的 に行わり れるもの をいう。
- 4 第 項 第 号 の 指導員又は保育士のうち、 人以上は、 常勤 で なけ れ ば ならない。
- 5 第 項第二 一号に掲げ げ る児童 発達支援管 理 責 任 者 のうち、 人以 上 は、 専 任 か 0 常 勤 で なけ れ ば ならな

(準用)

第六十七条 第七条及び第八条の規定は、 指定放課後等デイサー ・ビス の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

(設備)

第六十八条 指定放課後等デイサー ピ ス 事 · 業 所 は、 指 導 訓 練 室 0 ほ か、 指定放課後等デイサ ĺ ピ ス 0 提 供 に

必要な設備及び備品等を設けなければならない。

- 2 前 項に規定する指 導 訓 練 室 は、 訓 練 に 必 要な機械器具等を備えなければ ならない。
- 3 第 項 E 規 定する設備及 Ű 備 品 等 は、 専ら 当 該指 定 放課後等デイサ ĺ ピ ス \mathcal{O} 事 業 0 用 に供するものでな

け れば ならない。 ただし、 障害児 の支援に支障 がな 1 場合は、 この 限りでない。

第四節 運営に関する基準

(利用定員)

第六十九条 指定放課後等デイサー ピ ス事業所は、 その 利用定員を十人以上とする。

(通所利用者負担額の受領)

第七十条 指定 放課後等デイサー ビス事業者は、 指定放課後等デイサー ビスを提供した際は、 通 所給付 1決定

保 護者から当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担 額の支払を受けるものとする。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、 法定代理受領を行わない 指定放課後等デイサー ビスを提供 した際

は、 通 所給 付 決定保護者か 5, 当該: 指 定放課後等デイ ゖ ĺ ピ スに 係る指定通 所支援費用基準 額 0 支払を受

けるものとする。

3 指定放課後等デイサー ビス事業者は、 前二項の支払を受ける額のほか、 指定放課後等デイサー Ľ, スにお

1 て提供される便宜 に要する費用のうち、 日常生活にお いても通常必要となるものに係る費用であって、

通 所給 付決定保護者 に負担させることが適当と認めら れるも \mathcal{O} 0) 額 の支払を通所給付決定保護者から受け

ることができる。

- 4 指定放課後等デイサー ビス事業者は、 前三項 (T) 費用 \mathcal{O} 額の支払を受けた場合は、 当該費用 に係る領収 証
- を当該 費用 0 額を支払 . つ た通所給付決定保護者に対し交付しなけれ ばならない。
- 5 指定放 課 後等デイサ ピ ス 事業者は、 第三項 の費用 に係る るサ] ピ ス 0 提供に当たっては、 あら かじ め
- 通 所給 付 決 定 保護者 に 対 Ļ 当 該 サ ピ ス 0) 内 容 及び 費用 に 0 7 て説 明 を行 V , 通 所給 付 決定 保 護 者 \mathcal{O} 同

意を得なければならない。

(準用)

第七十一条 第十二条から第二十二条まで、 第二十四条から第三十条まで、第三十二条、 第三十 -四条か ら第

三十六条まで、 第三十 -八条 カン ら第四 十一 条まで、 第四 十三条か 5 第四 十五 条まで、 第四 十七 条 か 5 第 五. +

条ま 第五 十 条第 項、 第五 十二条 か 、ら第一 五. 十四四 条まで及 び 第六十三条 \mathcal{O} 規定 は 指定 放 課 後 等 デイ

サー ビス 0) 事 業に つい て準用する。 この 場合において、 第十二条第一項中 「第三十七条」 とあ るの は 「第

七 + 条にお 1 ,て準 用する第六十三条」と、 第十六条中 「いう。 第三十七条第六号及び第五 + 条第二項

とあ る \mathcal{O} は 「いう。 第七十一条に おい て準 用する第六十三条第六号」と、 第二十二条第二項中 次) 条 」

とあ るのは 「第七十条」と、 第二十七条中 「 児 童発達支援計画」 とある のは 「放課後等デイサ ビ ス 計 画

と 第四十三条中 「従業者の勤 務の 体 制 前条の協 力医療機 関 とあるのは 「従業者の勤務 \mathcal{O} 体 制」と

第六十三条第六号中 「実施 地 域 (当該指定医療型児童発達支援事業所が 通常時に指定医療型児童発達支

援を提供する地域をいう。)」とあるの は 写実 /施地: 域」 と読み替えるも のとする。

第五章 保育所等訪問支援

第一節 基本方針

第七十二条 保育所等訪問支援に係る指定通所支援(以下「指定保育所等訪問支援」という。) の事 業は、

障 害児が障 害 児以外 \bigcirc 児 童との集団生活に適応することができるよう、 当該 **| 障害児** 0 身体及び 精 神 \mathcal{O} 状況

並 立びにそ 0 置 か れ 7 7 る環境に応じて適切 か 0 効果的な支援を行うものでなけ れば な らな

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第七十三条 指定保育所等訪問支援 の事業を行う者(以下 「指定保育所等訪問支援事業者」という。 が 当

該 事 業を行う事 業 所 (以 下 「指定保育所等 訪問支援事業所」という。) に置くべき従業者及びその 員 気数は

次のとおりとする。

- 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数
- 二 児童発達支援管理責任者 一以上
- 2 前項第二号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち一人以上は、 専ら当該指定保 育所等訪 問 支援事業所

の職務に従事する者でなければならない。

(準用)

第七十四条 第七条の規定は、 指定保育所等訪問支援の事業について準用する。 この場合において、 同条中

「ただし、 とある のは、 「ただし、 第七十三条第一項第 一号に 掲げる 訪 問支援員及び 同 項第 二号に掲げ

る児童発達支援管理責任者を併せ て兼り ね る場合を除き、 と読み替えるものとする。

第三節 設備に関する基準

(設備)

第七 十 五条 指定保育所等訪問支援事業所には、 事業 0 運営を行うために必要な広さを有する専用 \mathcal{O} 区 画 を

設けるほ か、 指定保育所等 訪問支援 \mathcal{O} 提 供 に必 要な設備及び備 品品 等を備えなけ れば、 なら ない。

2 前 項に規定する設備 及び 備 品等は、 専ら当該指定保育所等訪 間 支援 の事 業 \mathcal{O} 用 に供す っるも のでなければ

ならない。 ただし、 障害児の支援に支障がない場合は、 この限りでない。

第四節 運営に関する基準

(身分を証する書類の携行)

第七十六条 指定保存 育 所等 訪 間 支援事 業者 は、 従業者に身分を証 する書類を携行させ、 初回 訪 間 時 及 び 障 害

児、 通所給付 決定保護 護者その 他 の当 該 障害児の 家族又は 訪問する施設から求められたときは、 これを提示

すべき旨を指導しなければならない。

(通所利用者負担額の受領)

第七 十七条 指 定保工 育 所等: ;訪問-支援 事業者 は、 指定保育 所等訪問支援を提供 た際 は、 通 所給付決定保護者

か 5 当 該 指 定 保育 所等訪 問 支援に係 ぶる通 所 利 用者 負 担 額 \bigcirc 支払を受けるも のとする。

2 指定保育所等訪問支援事業者は、 法定代理受領を行わ ない指定保育所等訪問支援を提供した際は、 通所

給付決定保護者から、 当該指定保育所等訪問支援に係る指定通所支援費用基準額 の支払を受けるものとす

る。

3

指定保育所等訪問支援事業者は、 前二 項の支払を受ける額 のほ か、 通所給付決定保護者の選定により通

常 \mathcal{O} 事 業 \mathcal{O} 実 施 地 域 (当該 指定保育所等 訪 問支援事 業所が 2通常 時 に指定保育所等訪 問支援を提供する地 域

を . う。 次条第五号に おいて同じ。 以 外 \mathcal{O} 地 域に お 1 て指定保 育所等訪問 支援を提供する場合は、 それ

12 要した交通 費 $\widehat{\mathcal{O}}$ 額 の支払 を通 所 給 付決定 保 護者 か ら受けることができる。

4 指定 保 育 所 等訪 問 支援 事 業者 は 前三 項 \mathcal{O} 費 用 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 支払を受けた場合は、 当 T該費用 に係 る 領 収 証 を当

該 費 用 の額を支払 0 た通 所給付 決定 保護者 E 対 し交付 L なけ れ ば なら な \ <u>`</u>

その 額 12 つい · て説 明 を行 V. 通 所 給付決定保護者 \mathcal{O} 同 意を得なけ ればならない。

(運営規程)

5

指定保育所等訪問

支援事

業者は、

第三項

の交通費に

つい

ては、

あら

かじめ、

通所給付決定保護者に対し

第七 十 八 条 指 定保 育 所等 訪 問支援 事 業者 は、 指定保护 育 所等: 訪 間 支援事 業所ごとに、 次 \mathcal{O} 各号に · 掲 げ る事業 業

 \mathcal{O} 運 営営 に 0 1 て \mathcal{O} 重 要事 項に 関 する運営規程を定めて お れかなけ ればならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間

指 定保 育 所等 訪 問支援の内 容 並 びに通所給付決定保護者から受領する費用の種 類及びその 額

五 通常の事業の実施地域

兀

六 サ] ピ ス 0 利 用 に当 た 0 7 \mathcal{O} 留 意事 項

七 緊急時等における対応方法

八 虐 待 \mathcal{O} 防 止 \mathcal{O} た め \mathcal{O} 措 置 に 関 でする事 項

九 その他運営に関する重要事項

(準用)

第七十 九条 第十二条 か ら第二十二条まで、 第二十四条 か ら第三十条まで、第三十二条、 第三十 兀 条 か ら第

三十六条まで、 第三十八条、 第四十 条、 第四 一十三条 カン 5 第四 + 五 条まで、 第四十七 条 か 5 第 五. + 条 ま で

第五 十 一 条第一 項及び)第五· 十二条から第五 + 四条までの 規定 は、 指定保育所等 訪 問支援 \mathcal{O} 事 業に 0 *(*) 7

準 用 する。 この場合において、 第十二条第 項 中 「第三十七条」 とある のは 「第七十八条」 第十六条

条第二 中 「い 一項中 う。 第三十一 「次条」とあるのは 七条第六号及び第五 「第七十七条」と、 + -条第二項 第二十七条中 に お *(*) て同じ。 「児童 とあ 発達支援 る 0 は 計画」 「いう。 とあ と、 る 0 は 第二十二 「保育

所等 訪問支援計画」 と 第四十三条中 「従業者の勤務 の体制、 前条の 協 力医 療機関」 とある 0 は 「従業者

の勤務の体制」と読み替えるものとする。

第六章 多機能型事業所に関する特例

(従業者の員数に関する特例)

第八 八十条 多機 能型事 業所 に 係 ..る事 業を行う者に 対する第五条第 項、 第二項 及び 第四 項、 第六 条、 第 五. +

六 条、 第六十六条第 一 項 か ら第三項まで並 びに第七十三条第一 項 \bigcirc 規定 の適 用 に つい ては、 第五 条第 項

中 事 業所 (以 下 「指定児 童 発 達 支援事 ·業所」 という。)」 とあ るの は 多 機 能 型事 ·業所」 と 同 項 第

号中 指 定 児 童 元発達: 支援」 とあ る \mathcal{O} は 指 定 通 所支援」 と、 同 条 第二 項 中 「指 定児 童 発 達 支 援 事 業 所 لح

あ る \mathcal{O} は 多 機 能 型 事 業所」 と 指 定 児 元童発達古 支援」 とあ る \mathcal{O} は 指 定 通 所支援」 ٢, 同 条 第四 項 中

指定児童 発達支援」 とあ るの は 「指定通 所支援」 と、 第六条第 項中 指 定児童発達支援事 業 所 とあ る

 \mathcal{O} は 多機 能 型事 業 所 と 同 項 第二号イ中 「指定児 童発達支援」 とあ るの は 「指定」 通 所支援 と 同

第二 項 及び 第三項 中 指 定児童 発達支援 事 業 所 とあ る 0) は 多 機 %能型事 業所」 と 同 項 第 号中 指 定

児 童 |発達支援] とあ るの は 「 指 定通所支援」 と 同 条第四 項中 「指定児」 童 発達支援事 業所」 とあ るの は

多機能型事業所」 と、 同条第五 項中 「指定児童発達支援」とあるのは 「指定通所支援」 と 同 条第六項中

「指定児童発達支援事業所」 とあるのは 「多機能型事業所」と、 「指定児童発達支援の」とあ るのは 「 指

定通所支援の」 ٢, 第五 十六条第 項中 事 業所 (以 下 「指定医 療型児童発達支援事 業所」 という。

とあ ŋ, 並 び に 同 条 第二 項 交び 第三 項 中 指 定医療 ^{然型児童?} 発達支援事 業 所 とあ る 0) は 多 機 能 型 事 業 所

と 第六十六条第 項 中 事 業所 (以 下 「指 定放課後等デイサ Ė ス事 業所」 という。 とあ る \mathcal{O}

は

「多機能型 事 業所」 と 同 項第一号中 「指定放課後等デイサー ・ビス」 とあるのは 「指 定通所支援」 と 同

条第二 一項中 「指定放課後等デイサ Ì ビス事業所」 とあるのは 多 機能型事 ·業所」 と、 「指定放 課後等デイ

サー ピ ス <u>の</u> とあ る \mathcal{O} は 指 定 通 所支援 \mathcal{O} と 同 条第三 項 中 「指定放課後等デイサ] ・ビス」 とあ る のは

「指 定 通 所支援」 と、 第七十三条第 項 中 事 業所 (以 下 「指定保育 所等訪 問支援事 業所」 という。

とあるのは「多機能型事業所」とする。

(設備に関する特例)

第八十一 条 多 機能型事 業 派所に つい 7 は、 サー ピ ス 0) 提 供に支障を来さないよう配慮し つつつ、 体的 に事業

を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

(利用定員に関する特例)

第八十二条 多 機能型事 業所 は、 第十一条、 第五十九条及び第六十九条の規定にか か わらず、 その 利 用定員

を、 当 T該多 機 能型事 業所 が 行う全て 0 指 定 通所支援 0 事 業を通じて十人以上 (主として重症 心身障 害児を

通 わ せ る多 機 能型 事 業 所 12 あ 0 ては、 五. 人以上) とすることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 障 害 者 自立支援法に基づく指定障 害 福 祉 サー ピ ス \mathcal{O} 事 業等 \mathcal{O} 人員 設 備 及び 運 営に関 す る基 潍 平

成十八年厚生 労働省 令第百七十一号) 附 則 第五条に規定する旧 指 定児童デイサ ピ ス 事 業所 に 係 る事 業を

行う者であ って、 障が 7) 者制 度改革 推 進 本 不部等に、 お け る検討を踏まえて障害保健 福 祉 施 策を 見 直 す ま で \mathcal{O}

間 に お 7 7 障 _害者 等 \mathcal{O} 地 域 生活 を支援するため \mathcal{O} 関 係 法 律 \mathcal{O} 整 備 に 関す る法 律 平 成二十二年 法 律 第 七十

号。 以 下 整 備 法 という。 附則第二十二条第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定 に ょ ŋ 整 備 法 第 五. 条 \mathcal{O} 規定によ る改 É 後 \mathcal{O}

児 童 とあ \mathcal{O} 二十七条、 並 7 び は 児童発達支援管理責任者に」とあるのは 号イ及び るのは に第六十六条第 福 るものについては、平成二十七年三月三十一日までの間 「 指· 祉法 定 児 口中 第二十八条並 (以 下 「行う」と、 童 発達 「十」とあ 「新児童福祉法」という。)第二十一条の五 支援 一項第二号、 事 同条第二項から第 び 業所 るのは に第六十六条第一項第一号イ の管理者」 第二項及び 「十五」と、 と、 九項まで及び第二十八条中 「指定児童 第 第二十七条第一 第六十六条第一 五. 項 0) 規定 発達支援事 及 び は 適 は、 口 項 第 一 項 中 \mathcal{O} 用 の三第一 せず、 業所の管理者は、」と、 規 第五条第一項第二号、 定 指 号イ及び \mathcal{O} 「児童 第五 定児 適 項の指定を受けたものとみなされ 用 条第一 発 童発達支援 に 達支援管理 口 0 中 7 項 て 一 士 第 は 事 第二項及び 号イ とあ 責任 業 第 「担当させる」 所 五 るの 者」 及び 条第 0 管 第六項 とある は 理 口 者 項 第 第 は

第三条 \mathcal{O} あ ŧ 間 る のとみなされている者に対する第六条第一項第二号イ及び第三項第 0 は 整備 同 1 「通じてお 中 法 附則第二十二条第二項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の三第一 「指定児童 お む 発達支援 ね 障 害児である乳児又は幼児 の単位ごとに、 通じて 0 数を四 お お む で ね 除 障 害児 して得た数及び障害児である少 号の \mathcal{O} 数を四つ 規定 で除 の適 L 用 て得り 項の につい 指定を受けた た数以上」と ては、 年の数

五.

」とあるのは「聴能訓練担当職員 を七・五で除して得た数の合計数以上」と、同号中「言語聴覚士 (聴能訓練を担当する職員をいう。)及び言語機能訓練担当職員 指定児童発達支援の単位ごとに四以上 (言語

機能の訓練を担当する職員をいう。) それぞれ二以上」とする。